

役員報酬規程改正のポイント

(国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号) 平成24年3月1日施行関係)

法人名	現 行	改 正 後												
国立公文書館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤役員の俸給月額 <table> <tr> <td>館長</td> <td><u>989,000円</u></td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td><u>838,000円</u></td> </tr> </table> ○ 非常勤役員手当の月額 <table> <tr> <td>監事</td> <td><u>297,000円</u></td> </tr> </table> 	館長	<u>989,000円</u>	理事	<u>838,000円</u>	監事	<u>297,000円</u>	<p>1. 人事院勧告に係る給与改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤役員の俸給月額 <table> <tr> <td>館長</td> <td><u>984,000円</u></td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td><u>834,000円</u></td> </tr> </table> ○ 非常勤役員手当の月額 <table> <tr> <td>監事</td> <td><u>296,000円</u></td> </tr> </table> <p>○ <u>平成24年6月期の期末手当で平成23年4月から平成24年2月までの差額分の調整措置を行う。</u></p> <p>2. 給与減額支給措置に係る改定(平成24年4月～平成26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤役員の俸給月額 館長、理事 月額の9.77%を減じて支給 ○ 非常勤役員手当の月額 監事 月額の9.77%を減じて支給 ○ 地域手当及び期末手当 それぞれ9.77%を減じて支給 <p>1. については、平成24年3月1日から、 2. については、平成24年4月1日から施行する。</p>	館長	<u>984,000円</u>	理事	<u>834,000円</u>	監事	<u>296,000円</u>
館長	<u>989,000円</u>													
理事	<u>838,000円</u>													
監事	<u>297,000円</u>													
館長	<u>984,000円</u>													
理事	<u>834,000円</u>													
監事	<u>296,000円</u>													
北方領土問題対策協会	<p>人事院勧告分</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤役員の俸給月額 理事長 <u>944,000円</u> 	<p>1. 人事院勧告に係る給与改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤役員の俸給月額 理事長 <u>939,000円</u> 												

	<p>理事 <u>644, 000円</u></p> <p>○ 非常勤監事手当の月額 監事(東京) <u>278, 000円</u> 監事(札幌) <u>184, 000円</u></p>	<p>理事 <u>641, 000円</u></p> <p>○ 非常勤監事手当の月額 監事(東京) <u>277, 000円</u> 監事(札幌) <u>183, 000円</u></p> <p>○ 平成24年3月1日から適用する。</p>
国 民 生 活 セ ン タ ー	<p>○ 常勤役員の俸給月額 理事長 <u>938, 800円</u> 理事 <u>776, 800円</u></p> <p>○ 非常勤役員手当の月額 監事 <u>112, 400円</u> 監事(理事長が指定する者に限る) <u>459, 600円</u></p>	<p>1. 人事院勧告に係る給与改定</p> <p>○ 常勤役員の俸給月額 理事長 <u>934, 000円</u> 理事 <u>772, 800円</u></p> <p>○ 非常勤役員手当の月額 監事 <u>111, 900円</u> 監事(理事長が指定する者に限る) <u>457, 300円</u></p> <p>○ 平成 24 年夏期特別手当(6 月)で減額調整を行う。 (調整率は 0.37%)</p> <p>2. 給与減額支給措置(平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで)</p>

	<p><u>俸給・非常勤役員手当 ▲9.77%</u></p> <p><u>職責手当 ▲9.77%</u></p> <p><u>特別手当 ▲9.77%</u></p> <p><u>業績給 ▲9.77%</u></p> <p>平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p>
--	--

(参考) 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律のポイント

I 人事院勧告に係る給与改定

- 傅給月額の引下げ 平均▲0.23%

II 給与減額支給措置 (措置期間: 平成 24 年 4 月 ~ 平成 26 年 3 月末)

- 一般職給与法適用者

(1) 傅給月額

- ① 本省課室長相当職員以上 (指定職、行(一)10~7 級) ▲9.77%
- ② 傅給の特別調整額 (管理職手当) 一律▲10%
- ③ 期末手当及び勤勉手当一律▲9.77%